

「集落活動応援マッチングウェブサイト（仮称）」構築業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

「集落活動応援マッチングウェブサイト（仮称）」構築業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

「集落活動応援マッチングウェブサイト（仮称）」構築業務委託仕様書による。

3 契約上限額

1,350,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 参加資格要件

本企画提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、「サービス(役務の提供)」に登録し、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者。
- (2) 宮崎県内に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9) 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えること。
- (10) 平成30年度以降に、就職促進や企業紹介、求人等の媒体(電子媒体・紙媒体の別は問わない)の作成に係る契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和5年6月2日（金） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出期限 | 令和5年6月9日（金）17時まで |
| (3) 事前説明会 | 令和5年6月12日（月）14時00分～ |
| (4) 質問書の提出期限 | 令和5年6月16日（金）正午まで |
| (5) 企画提案協議参加申込書の提出期限 | 令和5年6月23日（金）17時まで |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和5年6月30日（金）17時まで |
| (7) 企画提案書ヒアリング期間 | 令和5年7月3日（月）から令和5年7月7日（金）まで |
| (8) 審査結果の決定通知 | 令和5年7月12日（水）頃 |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(様式第1号)を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

- ①説明会日時 令和5年6月12日(月)14時00分～
- ②場所 宮崎県庁本館3階 総合政策部会議室
- ③提出先 下記12を参照
- ④提出期限 令和5年6月9日(金)17時まで
- ⑤提出方法 電子メールまたはファクシミリ(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案競技にかかる質問

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(様式第5号)を提出すること。

- ①提出先 下記12を参照
- ②提出期限 令和5年6月16日(金)正午まで
- ③提出方法 電子メール又はファクシミリ(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- ④問合せの内容及び回答 軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する(質問者名は公表しない。)

(3) 企画提案競技の参加申込

企画提案競技の参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式第2号)を提出すること。

- ①提出先 下記12を参照
- ②提出期限 令和5年6月23日(金)17時まで
- ③提出方法 電子メールまたはファクシミリ(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類

次のア～オの企画提案書等を7部(原本1部、副本6部)作成し、提出すること。

- ア 企画提案書(様式第3号)
- イ 会社概要(様式任意 ※既存のもので可)

ウ 企画書(様式任意)

- ・ サイト構築の企画内容について、審査基準表に従い、わかりやすい表現で記述すること。なお、審査基準に記載されていない独自のアイデア等はその旨がわかるようタイトル等を工夫すること。
- ・ トップページ及びコンテンツのデザイン画を提示すること。
- ・ 実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ・ 概ね15ページ以内とすること(表紙・目次を含む。)

エ 同種又は類似業務受注実績(様式第4号)

平成30年度以降の作成に係る契約を締結し、誠実に履行した実績等を記載すること(1件～3件程度)。

オ 今年度及び来年度以降の見積書及び見積明細書(様式任意)

- ・ 業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・ 来年度以降の見積書及び見積書明細書については、令和6年4月以降の運用・管理に要する年間経費について、積算内容が分かるように記載すること。

②提出先 下記12を参照

③提出期限 令和5年6月30日(金)17時まで(郵送の場合は、締切日の消印有効)

④提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

⑤留意事項

- ・ 応募する企画書は1案に限る。
- ・ 原則としてA4判で作成すること。
- ・ その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。

(5) 企画提案書ヒアリング

期 間：令和5年7月3日(月)～令和5年7月7日(金)

場 所：宮崎県庁附属棟3階 304会議室

所要時間：1社当たり、説明20分質疑10分の計30分程度とする。

その他

- ・ 日時は別途、各申込者と調整の上決定する。
- ・ ヒアリングは、Web会議形式で実施する場合もある。

(6) 審査項目

別紙「審査基準表」のとおり。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査の通知

採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(9) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき

- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
(10) (9)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
(3) 委託料の支払い方法は、精算払とする。
(4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
(2) 担当 宮崎県総合政策部中山間・地域政策課中山間・特定地域振興担当
(3) 連絡先 0985-26-7036
(4) FAX 0985-26-7353
(5) メール chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp